

軽減税率制度

概要

令和元年10月1日から、消費税(地方消費税を含む。)の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率とは、特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることをいいます。

消費税を10パーセントに引き上げる際、飲食料品や新聞などが軽減税率の対象品目となり、税率は8パーセントのまま据え置かれることになっています。

■軽減税率の対象品目

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)



自動車の販売や車検に関しては、軽減税率は適用されません。

全ての事業者に関係があります。

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

免税事業者の方

車両の入庫時など来店の際に、お客様に提供する飲食料品(お茶やお茶菓子など)や酒類を除く飲食料品をお中元・お歳暮として贈呈する場合には、軽減税率の対象となる可能性があるため、仕入れ(経費)処理を行う際には税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

「区分記載請求書等保存方式」についてはこちら
政府広報オンライン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/jigyosya/kubunkisai.html

<国税庁ホームページ 消費税の軽減税率制度について Q&A>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>

<軽減税率対策補助金制度>

軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際(リースによる導入も補助対象となります。)に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

<http://kzt-hojo.jp>